

令和7年1月31日  
(2025年)

業者各位

建設総務課長  
技術管理課長

### 技術者の専任要件の見直しについて

建設業法施行令（令和7年2月1日）の一部改正に伴い、技術者の専任要件を以下のとおり見直しますので通知します。

#### 1 技術者の専任要件

	改正前	改正後
建築一式工事以外の工事	・ 予定価格 4,000 万円以上	・ 予定価格 4,500 万円以上
建築一式工事	・ 予定価格 8,000 万円以上 又は ・ 下請負代金額 7,000 万円以上	・ 予定価格 9,000 万円以上 又は ・ 下請負代金額 8,000 万円以上

※監理技術者の配置は、現状とおりすべての業種で予定価格 6,000 万円以上となります。

※その他、建設業法施行令による。

#### 2 適用日

令和7年2月1日以後に行う入札公告から適用する。

(適用前に入札公告を行った工事については、従前の例による)